

○香取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年3月25日規則第13号

香取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成27年香取市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(付帯施設)

第2条 条例第3条第6号に規定する付帯施設は、建築物以外の工作物等で、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場
- (2) バイク置場
- (3) 自転車置場
- (4) 物置
- (5) 専用庭
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(改変)

第3条 条例第3条第7号に規定する改変は、建築物並びに付帯施設の原状を変更することで、次に掲げるものとする。

- (1) 壁及び柱等への穿孔等により、部材又は仕上げ材等を欠失させること。
- (2) 看板若しくは暖簾等の設置又は植栽等により、外観を変更すること。
- (3) 壁紙、ソフトタイル、カーテンレール、棚、空調機等を取付けること。
- (4) 建具、部材、仕上材、照明、空調機等、既存の設備等を除却又は変更すること。
- (5) 塗料又は防腐剤等を塗布すること。
- (6) 間取りを変更すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、現状回復が困難又は活性化施設に悪影響を及ぼすと判断される行為

(公募時期)

第4条 条例第4条第4項に規定する公募の時期は、次に掲げるとおりとする。ただし、活性化施設の修繕工事等を行う場合は、この限りではない。

- (1) 活性化施設を新たに設置したとき。

- (2) 使用許可期間の満了が見込まれるとき。
- (3) 使用許可者より明渡しの申出があったとき。
- (4) 使用許可を取り消したとき。

(使用の申込み及び決定通知)

第5条 条例第7条第1項の規定により活性化施設を使用しようとする者は、香取市地域活性化施設使用申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 使用代表者の住民票の写し
- (2) 税金等の納税証明書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第7条第2項の通知は、香取市地域活性化施設使用許可通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

3 市長は、前項の許可をする上で必要がある場合においては、使用許可者に対して必要と認める書類等の提示を求め、又は提出させることができる。

(使用許可者の選定)

第6条 条例第8条の規定による使用許可者の選定は、条例第7条第1項の規定による申込みをした者の中から行うものとする。

2 選定基準の詳細については、地域活性化施設の特性に応じて別に定めるものとする。

(使用料の返納)

第7条 条例第11条第2項の規定により使用料の返納を受けようとする者は、香取市地域活性化施設使用料返納申請書（別記第3号様式）に使用料を納入したことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用料の返納を行う場合は、香取市地域活性化施設使用料返納通知書（別記第4号様式）により通知し、使用料を返納するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第12条第1項の規定により使用料の減免の申請をしようとする者は、使用料の減免を受けようとする期日の10日前までに香取市地域活性化施設使用料減免申請書（別記第5号様式）にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用料の減免を決定したときは、香取市地域活性化施設使用料減免決定通知書（別記第6号様式）により速やかに当該申請人に通知するものとする。

(修繕費用の負担)

第9条 条例第13条第1項に規定する使用許可者が負担する修繕費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 畳表の取替え、裏返し
- (2) 破損ガラスの取替え
- (3) 障子紙の張替え
- (4) 給水栓の取替え
- (5) 電球、蛍光灯、LED照明の取替え
- (6) 排水栓の取替え
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(使用許可者の保管義務)

第10条 使用許可者は、当該活性化施設について、滅失又は毀損があった場合は、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

- 2 使用許可者は、当該活性化施設が、条例第16条第3項ただし書の規定により市長の許可を得ようとする場合は、香取市地域活性化施設使用休止許可申請書（別記第7号様式）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の許可をしたときは、香取市地域活性化施設使用休止許可通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。
- 4 使用許可者は、当該活性化施設が、条例第16条第4項ただし書の規定により、市長の許可を得ようとする場合は、香取市地域活性化施設用途変更許可申請書（別記第9号様式）を提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の許可をしたときは、香取市地域活性化施設用途変更許可通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。
- 6 使用許可者は、当該活性化施設が、条例第16条第5項ただし書に規定する改変に該当し、市長の許可を得ようとする場合は、香取市地域活性化施設改変許可申請書（別記第11号様式）を提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の許可をしたときは、香取市地域活性化施設改変許可通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。
(使用許可の取消し)

第11条 市長は、条例第17条の規定により、使用許可を取消した場合は、速やかに当該使用許可者に香取市地域活性化施設使用許可取消及び明渡し請求通知書（別記第13号様式）により通知する

ものとする。

(活性化施設明渡しの手続)

第12条 条例第19条に規定する届出は、香取市地域活性化施設明渡し届（別記第14号様式）によらなければならない。

2 市長は、条例第19条第1項による検査の結果、当該活性化施設に異常がない場合は、香取市地域活性化施設明渡し検査結果通知書（別記第15号様式）によって、使用許可者に通知しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第5条第1項）

第2号様式（第5条第2項）

第3号様式（第7条第1項）

第4号様式（第7条第2項）

第5号様式（第8条第1項）

第6号様式（第8条第2項）

第7号様式（第10条第2項）

第8号様式（第10条第3項）

第9号様式（第10条第4項）

第10号様式（第10条第5項）

第11号様式（第10条第6項）

第12号様式（第10条第7項）

第13号様式（第11条）

第14号様式（第12条第1項）

第15号様式（第12条第2項）